


# 家賃支援給付金の電子申請による受付が始まりました。

令和2年7月14日（火）より、家賃支援給付金の電子申請による受付が開始されました。専用ホームページにて申請要件、必要書類、申請手方法などをご確認の上、対象となる事業所は申請手続きを行って下さい。

なお、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために『申請サポート会場』を開設する予定です。開設場所などの詳細については後日、家賃支援給付金ポータルサイトへ掲載される予定ですのでご確認ください。

## 家賃支援給付金ポータルサイト

※ 家賃支援給付金に関するお知らせ（チラシ）

 **家賃支援給付金**  
に関するお知らせ

**家賃支援給付金とは？**  
5月の緊急事態宣言の延長等により、売上減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金**を支給します。


**支給対象（①②③すべてを満たす事業者）**

- ① 資本金10億円未満の **中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※  
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ② **5月～12月**の売上高について、  
・ **1か月**で前年同月比 **▲50%以上** または、  
・ **連続する3か月**の合計で前年同期比 **▲30%以上**
- ③ **自らの事業のために占有**する土地・建物の **賃料を支払い**

**給付額**  
法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

**算定方法** **申請時の直近1か月**における**支払賃料（月額）**に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料 × 2 / 3
	75万円超	50万円 + [支払賃料の75万円の超過分 × 1 / 3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料 × 2 / 3
	37.5万円超	25万円 + [支払賃料の37.5万円の超過分 × 1 / 3] ※ただし、50万円（月額）が上限

裏面に、よくあるお問い合わせをまとめてあります。ぜひ、ご一読を。 

**よくあるお問い合わせ**

**Q1. 申請に必要な書類を教えてください。**  
A1. 今後、追加・変更の可能性があります。以下の書類をご用意いただく予定です。  
① 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）  
② 申請時の直近3か月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）  
③ 本人確認書類（運転免許証等）  
④ 売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等） } 持続化給付金と同様

**Q2. どのようなタイミングで給付金を申請できますか？**  
A2. 申請開始後、売上減少月の翌月～2021年1月15日までの間、いつでも申請できます。（なお、給付額は申請時の直近1か月における支払賃料に基づき算定されます。）

**Q3. 給付率1/3の上乗せ分が適用され、給付額（月額）の上限が100万円や50万円になるのは、複数店舗を有する事業者だけですか？**  
A3. 支払賃料が高額な事業者であれば、有する店舗数が1つであっても適用されます。

**Q4. 自己所有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？**  
A4. 対象ではありません。

**Q5. 個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？**  
A5. 対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

**Q6. 借地の賃料は対象ですか？**  
A6. 対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。（例：駐車場、資材置場等として事業に用いている土地の賃料）

**Q7. 管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？**  
A7. 賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます。

**Q8. 地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？**  
A8. 対象ですが、給付額の算定に際して考慮される場合があります。

具体的な対象範囲や申請方法、申請開始日等の、本紙以上の制度詳細は検討中であり、準備ができ次第、公表しますので、今しばらくお待ち下さい。

本紙の内容に関するご質問は、以下のダイヤルまでお問い合わせください。

相談ダイヤル 家賃支援給付金 コールセンター  
0120-653-930（平日・土日祝日8:30～19:00）